

お客さま各位

## 当座勘定規定の改正について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

全国銀行協会では、2022年11月に、現行の手形交換所に代わる「電子交換所」の設立を予定しており、当金庫は「電子交換所」参加に向け準備を進めております。

電子交換所への移行に伴い、手形・小切手の取扱いが変更となることから、当座勘定規定を下記のとおり改正いたしますので、お知らせします。

なお、改正日以前に当座勘定をご契約いただいたお客さまにも、改正後の規定が適用されます。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1. 改正日

2022年11月4日（金）

#### 2. 改正対象の当座勘定規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

#### 3. 改正内容

上記「2. 改正対象の当座勘定規定」の「手形、小切手の支払い」、「手形、小切手用紙」、「印鑑照合等」、「個人信用情報センターへの登録」の条項および「約束手形用法」、「為替手形用法」、「小切手用法」について、下表のとおり改正します。

- 改定後の規定は、当金庫ホームページの次の場所をご覧ください。

[https://www.shinkin.co.jp/aoshin/kojin/tameru/deposit\\_rules/](https://www.shinkin.co.jp/aoshin/kojin/tameru/deposit_rules/)



※ 当座勘定（専用約束手形口用）についても、同様の改正を行います。

下線部が改正箇所

改正後	改定前
<p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 同 右</p> <p><u>(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>(3) 同 右</p>	<p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(新 設)</p> <p>(2) 省 略</p>
<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)～(3) 同 右</p> <p><u>(4)当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものでないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p>(5) 同 右</p> <p><u>(6)当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとし</u> <u>ます。</u></p> <p><u>(7)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p>(新 設)</p> <p>(4) 省 略</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>(1)手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名<u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u>を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙<u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信される</u></p>	<p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>(1)手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると</p>

<p>ものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき偽造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 同 右</p>	<p>認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき偽造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) 省 略</p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>第28条(個人信用情報センターへの登録)</u>  <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>
<p>第28条(成年後見人等の届出) 同 右</p>	<p>第29条(成年後見人等の届出) 省 略</p>
<p>第29条(保険事故発生時における預金者からの相殺) 同 右</p>	<p>第30条(保険事故発生時における預金者からの相殺) 省 略</p>
<p>第30条(休眠預金等活用法に係る異動事由) 同 右</p>	<p>第31条(休眠預金等活用法に係る異動事由) 省 略</p>
<p>第31条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等) 同 右</p>	<p>第32条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等) 省 略</p>
<p>第32条(休眠預金等代替金に関する取扱い) 同 右</p>	<p>第33条(休眠預金等代替金に関する取扱い) 省 略</p>
<p>第33条(規定の変更等) 同 右</p>	<p>第34条(規定の変更等) 省 略</p>
<p>約束手形用法 4. (1) 同 右 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、<u>「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p>	<p>約束手形用法 4. (1) 省 略 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、※、★などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。</p>

<p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(追 記)</p> <p>(新 設)</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>(追 記)</p>
<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。</p> <p>(追 記)</p>
<p>為替手形用法</p> <p>5. (1) 同 右</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>また、崩し文字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なること</u></p>	<p>為替手形用法</p> <p>5. (1) 省 略</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(追 記)</p> <p>(新 設)</p>

<p><u>がないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>(追 記)</p>
<p>小切手用法</p> <p>4. (1) 同 右</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>小切手用法</p> <p>4. (1) 省 略</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには、※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、弐、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(追 記)</p> <p>(新 設)</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>(追 記)</p>
<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。</p> <p>(追 記)</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧（新設）

	<u>1</u>			<u>2</u>				<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>						
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

＜その他＞ 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取り扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上